

新たな『コンビニに行って詐欺』発生！

ネット通販の商品代金を支払わせる詐欺に要注意！

スマホやパソコン等の『架空請求詐欺』や『ワンクリック詐欺』が減りません。しかも、1回の請求金額が、最近では20万円以上を請求される手口が目立ちます。これは、集金手口が上限のあるATMからコンビニに移行してきたことが原因と考えられます。電子ギフトカード（プリペイドカード型電子マネー）の手口も続いています。今度は、コンビニ払い（収納代行）の仕組みを悪用した新手の手口が発生しています。今回の手口は、いったん被害に遭うと救済は不可能です。

【インターネット通販の『コンビニ払い』とは】

インターネット通販で、商品を購入すると支払方法が、現金振込・代引き・クレジットカード・コンビニ払いのいずれかの方法を選択可能です。『コンビニ払い』を選択すると、購入者にメールで支払い番号が通知されます。購入者はコンビニのマルチメディアキオスク端末で『商品購入代金の支払い』を選択し、『支払い番号』を入力すると、端末からレシート状の紙が出てきます。その紙をレジに持って行き、代金を支払うという仕組みです。この支払方法は、支払い番号さえわかれば支払いができるので、購入者と支払者は同一人物とはかぎりません。家族から買い物代金の支払いを頼まれ、コンビニ店で携帯片手に家族に方法を指示されながら支払いをしている光景も珍しくありません。また、商品が届かない場合は、購入者が申し込みをした履歴をもとに、自らのアカウント情報を事業者に告げなければ、契約の特定ができません。インターネットは、商品を売るのも買うのも手軽で簡単にできますが、一旦悪用されると、匿名性が高いというインターネットの特性により、相手の特定もできず、救済は極めて困難です。

インターネット通販では、「代金は支払ったが商品が届かない」「届いた商品に不具合がある」という相談も寄せられていて、『代金前払い』だけではなく『クレジットカード払い』でも、救済されない事例も発生しています。

「コンビニに行って」と言われたら、それは詐欺よ！



ホットちゃん